

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公表番号】特表2015-513485(P2015-513485A)

【公表日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2014-559162(P2014-559162)

【国際特許分類】

B 4 2 D	25/29	(2014.01)
B 4 1 M	3/14	(2006.01)
B 4 1 M	7/02	(2006.01)
B 4 2 D	25/378	(2014.01)
B 4 2 D	25/324	(2014.01)

【F I】

B 4 2 D	15/10	2 9 0
B 4 1 M	3/14	
B 4 1 M	7/02	
B 4 2 D	15/10	3 7 8
B 4 2 D	15/10	3 2 4

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一方の面の70%～90%が保護用ニスによって覆われ、且つ、10%～30%が1つ又は複数のニスのないへこみを有する、1つ又は複数のニスのない領域を含み、該パーセント値がセキュリティ文書の一方の面の全表面に基づいている、セキュリティ文書であって、

前記ニスのないとは、前記保護用ニスが、前記保護用ニスで覆われた表面と比較して30%未満の量で存在することを意味し、該パーセント値が前記保護用ニスの層の平均の厚さと比較した層の厚さに相当する値であり、

前記へこみが前記セキュリティ文書の凹部である、セキュリティ文書。

【請求項2】

1つ又は複数の前記ニスのない領域が、1つ又は複数の前記ニスのないへこみと、0%～50%の1つ又は複数のニスのない機能性区域とを含み、

前記パーセント値が1つ又は複数のニスのない領域の全表面に基づいている、請求項1に記載のセキュリティ文書。

【請求項3】

前記保護用ニスが、UV、可視光又はIR吸収材料、発光材料、フォレンジックマーカー、タガント、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される、1種又は複数種のセキュリティ機能物質を含む、請求項1又は2に記載のセキュリティ文書。

【請求項4】

前記保護用ニスがセキュリティ文書の両面に存在する、請求項1～3のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 5】**

1つ又は複数の前記ニスのないへこみが、基材の少なくとも1つの端部又は角部に存在する、請求項1～4のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 6】**

1つ又は複数の前記ニスのないへこみが証印を規定する、請求項1～5のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 7】**

1つ又は複数の前記ニスのないへこみが、線又は彩紋の形状を有する、請求項1～6のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 8】**

1つ又は複数の前記ニスのないへこみが、100～1000ミクロンの間の線幅を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 9】**

前記保護用ニスが、抗菌剤、殺ウイルス剤、殺生剤、殺菌剤及びそれらの組み合わせからなる群から選択される1種又は複数種の添加剤を含む、請求項1～8のいずれか一項に記載のセキュリティ文書。

**【請求項 10】**

保護用ニスをセキュリティ文書に塗布する方法であって、

オフセット、グラビア及びフレキソ印刷からなる群から選択される方法によって、前記セキュリティ文書の一方の面の全表面の70%～90%が前記保護用ニスによって覆われるよう、前記保護用ニスを前記セキュリティ文書の少なくとも一方の面に塗布するステップを含み、

前記セキュリティ文書の一方の面の全表面が、1つ又は複数のニスのない領域を10%～30%含み、

1つ又は複数の前記ニスのない領域が、1つ又は複数のニスのないへこみを含み、

前記ニスのない領域において、前記保護用ニスが、前記保護用ニスで覆われた表面と比較して30%未満の量で存在し、該パーセント値が前記保護用ニスの層の平均の厚さと比較した層の厚さに相当する値であり、

前記へこみが前記セキュリティ文書の凹部である、方法。

**【請求項 11】**

前記セキュリティ文書を着色インクに接触させることにより、セキュリティ文書が盜難後に回ることを防止するための、請求項1～9のいずれか一項に記載のセキュリティ文書の使用。

**【請求項 12】**

前記セキュリティ文書の着色インク吸収能を向上させるための、請求項1～9のいずれか一項に記載のセキュリティ文書の少なくとも一方の面の、1つ又は複数のニスのないへこみを含む1つ又は複数のニスのない領域の使用であって、

前記ニスのないとは、セキュリティ文書の少なくとも一方の面に10%～30%の量で存在することを意味し、パーセント値が前記セキュリティ文書の一方の面の全表面に基づいている、ニスのない領域の使用。

**【請求項 13】**

前記着色インクが、ナノ粒子を含む、請求項11又は12に記載の使用。

**【請求項 14】**

請求項1～9のいずれか一項に記載のセキュリティ文書を認証する方法であって、前記セキュリティ文書の少なくとも一方の面の全表面のうち、70%～90%が保護用ニスによって覆われ、且つ、10%～30%が1つ又は複数の前記ニスのない領域を含み

前記セキュリティ文書を着色インクに接触させるステップと、

前記セキュリティ文書の表面に着色インクの存在を確認するステップと、を含む、方法。

## 【請求項 15】

少なくとも 1 つの請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のセキュリティ文書と、着色インクと、を有する保管ユニットを含み、

前記着色インクが、前記保管ユニットを不法に開けようとする企てが為されたときに前記セキュリティ文書に接触させるための着色インクである、システム。